地方法人課税の改正について

地方法人課税について次のとおり改正が行われ、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から適用することとされました。

1 法人県民税法人税割の税率の引下げ

法人県民税法人税割の税率を次のとおり引き下げるとともに、その引下げ相当分について地方 法人税(国税)の税率を引き上げ、地方交付税の原資とすることとされました。

	改正前	改正後
税率()	4.0%	<u>1.8%</u>

資本金又は出資金が1億円以下の中小法人等については1.0%(改正前3.2%)

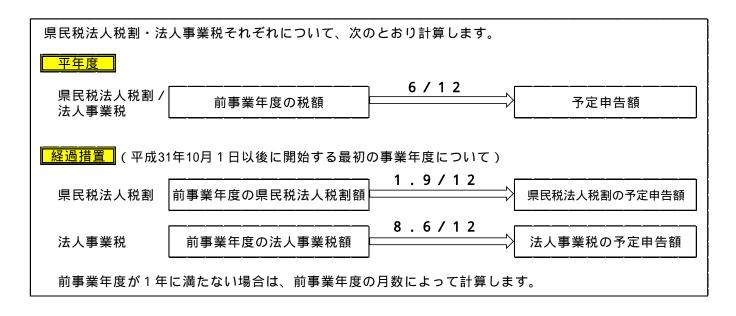
2 法人事業税の税率の引上げ(地方法人特別税(国税)の廃止)

地方法人特別税(国税)を廃止し、全額法人事業税に復元することとされ、それぞれの税率が次のとおり改正されました。

					地方法人特別税	
区分		法 人 事 業 税		改正後	改正前	改正後
1 億円超の普通法人 害 外形標準課税対象 法人	所得割	所得のうち年400万円以下	0.3%	1.9%	414.2%	廃止
		所得のうち年400万円超年800万円以下	0.5%	<u>2.7%</u>		
		所得のうち年800万円超	0.7%	3.6%		
		3 以上の都道府県に事務所等を有する法人の 所得	0.7%	3.6%		
	付加	加価値割		1.2%		-
資本割		0.5%		-		
資本金又は出資金が 1億円以下の普通法人 等 割		所得のうち年400万円以下	3.4%	<u>5.0%</u>	43.2%	
	昕	所得のうち年400万円超年800万円以下	5.1%	<u>7.3%</u>		
	得	所得のうち年800万円超	6.7%	<u>9.6%</u>		
	刮	3 以上の都道府県に事務所等を有する資本金 又は出資金が1,000万円以上の法人の所得	6.7%	9.6%		
特別法人 医療法人、信用金庫、得 各種組合等		所得のうち年400万円以下	3.4%	<u>5.0%</u>	廃止	廃止
	所得	所得のうち年400万円超	4.6%	<u>6.6%</u>		.
	宇割	3 以上の都道府県に事務所等を有する資本金 又は出資金が1,000万円以上の法人の所得	4.6%	6.6%	40.270	
電気供給業・ガス供給 業・保険業を営む法人 収入金額課税法人	収入割		0.9%	1.3%	43.2%	

3 税率改正後初年度の予定申告について

平成31年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、以下の経過措置が講じられています。



県税に関する情報は、ホームページにも掲載しています。

〔県税・市町村税インフォメーション <u>http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html</u>〕